

事 務 連 絡
平成25年12月18日

日本年金機構国民年金部長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

事実上婚姻関係と同様の事情にある者に係る国民年金の第3号被保険者の認定について

国民年金法（昭和34年法律第141号）における第3号被保険者の認定については、「国民年金法における被扶養配偶者の認定基準について」（昭和61年3月31日庁保発第13号）及び「国民年金法における被扶養配偶者の認定基準の運用について」（昭和61年4月1日庁保発第18号。以下「昭和61年通知」という。）等に基づいて実施していただいているところです。

昭和61年通知では、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（以下「事実婚対象者」という。）について、「事実婚関係の認定について」（昭和55年5月16日庁保発第15号。以下「昭和55年通知」という。）等の例により事実婚関係の認定を行った後に、被扶養配偶者の認定を行うこととしています。

この昭和55年通知等については、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号。以下「平成23年通知」という。）の発出に伴い廃止されたところですが、平成23年通知は昭和55年通知等の内容を踏襲したものであることから、平成61年通知における事実婚対象者の認定の取扱いについては、引き続き、平成23年通知の例によるものとなります。

したがって、事実婚対象者の認定について、関係する事務処理要領等の整備を行った上で、適正な認定事務の徹底をお願いします。

なお、法律上の再婚禁止期間にある者については、平成23年通知に基づき、第3号被保険者の認定の対象となることに留意願います。